

## 司法修習生に対する給費制維持を求める緊急声明

2010年（平成22年）11月1日から、改正裁判所法の施行により、司法修習生に対し給与を支給する制度（以下「給費制」という。）が廃止され、希望者に対して国が修習資金を貸与する制度（以下、「貸与制」という。）へ移行することが予定されている。

しかし、そもそも司法修習制度は、将来の我が国の司法制度を担う人材を養成するという制度であり、これを支える費用を負担することは国の当然の責務である。給費制の廃止は、司法制度を担う人材養成の責任を国が放棄することを意味するものであって、到底これを容認することはできない。

司法修習生に対しては、修習の実効性をあげるために修習専念義務が課され、兼業が禁止されているが、給費制があるからこそ、司法修習生は、安心して司法修習に専念することができるのである。給費制は、貧富の差を問わず、国民のあらゆる階層から有為で多様な人材を法曹界に迎え入れるための不可欠の制度であったのである。

法科大学院への志願者は、年を追うごとに大きく減少しているが、その背景として、法科大学院の学費が多額に上り、生活費の負担も大きいことが指摘されている。日本弁護士連合会が第63期司法修習生を対象に実施したアンケートによると、半数以上が法科大学院在学時に返済義務のある奨学金を利用しており、借入の平均額は約318万円、最高額は1200万円にも上っている。

このような現状において、給費制を廃止すると、法曹を志す者は、司法試験に合格したとしても、法科大学院時代の負債に加えて、司法修習期間の生活費のためにさらに負債を抱えることを余儀なくされるのであり、かくて法曹志望者の減少傾向に一層拍車をかけるばかりか、経済的に恵まれた層に属する者だけが法曹を目指す資格を有するという社会の到来を招きかねないであろう。

よって、当会は、直ちに司法修習生に対する給費制の廃止及び貸与制の実施を内容とする2010年11月1日施行の裁判所法「改正」法を見直し、司法修習生に対する給費制を維持するよう、政府・国会・最高裁判所に強く求めるとともに、その実現のために全力を尽くす決意である。

2010年（平成22年）6月10日

兵庫県弁護士会

会長 乗鞍良彦